

第三條中「第五條第六項」を「第五條第七項」に、「同條第八項」を「同條第九項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。

第四條中「第五條第十項」を「第五條第十一項」に、「同條第十六項」を「同條第十七項」に改める。

(消防法施行令の一部改正)

第十二條 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七號)の一部を次のように改正する。

別表第一(六)の項口中「第五條第八項」を「第五條第九項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項八中「第五條第六項から第八項まで、第十項」を「第五條第七項から第九項まで、第十一項」に、「第十三項から第十六項まで」を「第十四項から第十七項まで」に改める。

(豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令等の一部改正)

第十三條 次に掲げる政令の規定中「第五條第十三項」を「第五條第十三項」に、「同條第六項」を「同條第七項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に改める。

一 豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令(昭和四十年政令第三百八十二號)第一條第七號

二 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第二百八十四號)第四條第三號

三 著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五號)第二條第一項第一号

四 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二十八號)第七條第九號

五 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百五十五號)第六條第五號

(活動火山対策特別措置法施行令及び沖繩振興特別措置法施行令の一部改正)

第十四條 次に掲げる政令の規定中「同條第十二項」を「同條第十三項」に改める。

一 活動火山対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第二百七十四號)第四條第七號

二 沖繩振興特別措置法施行令(平成十四年政令第二百二號)第三十八條の二第七號

(大規模地震対策特別措置法施行令等の一部改正)

第十五條 次に掲げる政令の規定中「同條第十二項」を「同條第十三項」に、「同條第二十二項」を「同條第二十三項」に改める。

一 大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百八十五號)第四條第十四號

二 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十五年政令第三百二十四號)第三條第十四號

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百八十二號)第三條第十四號

(消費税法施行令の一部改正)

第十六條 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十號)の一部を次のように改正する。

第十四條の三第六号中「重度訪問介護」の下に、「同行援護」を加える。

(独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正)

第十七條 独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三號)の一部を次のように改正する。

第二條第四号中「同條第六項」を「同條第七項」に、「同條第八項」を「同條第九項」に、「同條第九項」を「同條第十項」に、「同條第十項」を「同條第十一項」に、「同條第十一項」を「同條第十二項」に、「同條第十二項」を「同條第十三項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に、「同條第十六項」を「同條第十七項」に改め、同條第四号の三中「第五條第十七項」を「第五條第十八項」に、「同條第二十一項」を「同條第二十二項」に、「同條第二十二項」を「同條第二十三項」に改める。

(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十八條 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百五十七號)の一部を次のように改正する。

第二條第六号中「同條第十七項」を「同條第十八項」に、「同條第二十一項」を「同條第二十二項」に、「同條第二十二項」を「同條第二十三項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正)

第十九條 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第三百三十一號)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第五條第五項」を「第五條第六項」に、「療養介護、同條第六項」を「療養介護、同條第七項」に、「同條第七項」を「同條第八項」に、「同條第八項」を「同條第九項」に、「同條第九項」を「同條第十項」に、「同條第十項」を「同條第十一項」に、「同條第十一項」を「同條第十二項」に、「同條第十二項」を「同條第十三項」に、「同條第十三項」を「同條第十四項」に、「同條第十四項」を「同條第十五項」に、「同條第十五項」を「同條第十六項」に、「同條第十六項」を「同條第十七項」に改める。

(平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正)

第二十條 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等に関する臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百九十九號)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第五條第十七項第二号」を「第五條第十八項第二号」に改める。

附則

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 藤村 修

事務大臣 川端 達夫

法務大臣 平岡 秀夫

財務大臣 安住 淳

文部科学大臣 中川 正春

厚生労働大臣 小宮山洋子

国土交通大臣 前田 武志

防衛大臣 一川 保夫

○内閣府令第五十一號

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)第十九條第一項の規定に基づき、食品衛生法第十九條第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年九月二十二日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 藤村 修

食品衛生法第十九條第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

食品衛生法第十九條第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第四十五號)の一部を次のように改正する。

第一條第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 牛の食肉(内臓を除く)であつて、生食用のもの(容器包装に入れられたものを除く)。

第一條第二項中「前項に定める食品」を「前項(第十一号の二を除く)に定める食品」に改め、同項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 牛の食肉(内臓を除く)であつて生食用のものにあつては、次のイからホに掲げる事項

イ 生食用である旨

ロ とさつ又は解体が行われたと畜場の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名)及びと畜場である旨を冠した当該と畜場の名称

ハ 法第一條第一項の規定に基づく生食用食肉の加工基準に適合する方法で加工が行われた施設(以下このハにおいて「加工施設」という)の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名)及び加工施設である旨を冠した当該加工施設の名称

ニ 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

ホ 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨

食品衛生法第十九條第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

食品衛生法第十九條第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第四十五號)の一部を次のように改正する。

第一條第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 牛の食肉(内臓を除く)であつて生食用のものにあつては、次のイからホに掲げる事項

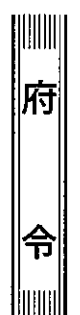
イ 生食用である旨

ロ とさつ又は解体が行われたと畜場の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名)及びと畜場である旨を冠した当該と畜場の名称

ハ 法第一條第一項の規定に基づく生食用食肉の加工基準に適合する方法で加工が行われた施設(以下このハにおいて「加工施設」という)の所在地の都道府県名(輸入品にあつては、原産国名)及び加工施設である旨を冠した当該加工施設の名称

ニ 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

ホ 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨



第一条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
第三 第一項第十一号の二に掲げる食品にあっては、次の各号に掲げる事項を店舗の見やすい箇所に表示しなければならない。
一 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨
二 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨
附則
この府令は、平成二十三年十月一日から施行する。

省 令

○総務省令第百三十一号
消防法施行令(昭和三十六年政令第百三十七号)第十二条第一項第三号及び第二十九条の四第一項の規定並びに危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第百六号)第九條第一項第一号ロ(同令第十九條第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、消防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年九月二十二日
総務大臣 川端 達夫

消防法施行規則等の一部を改正する省令(消防法施行規則の一部改正)
第一条 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)の一部を次のように改正する。
第十三条第一項中「第五条第十項若しくは第十六項」を「第五条第十一項若しくは第十七項」に改める。
(特定共同住宅等における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正)
第二条 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「第五条第十項若しくは第十六項」を「第五条第十一項若しくは第十七項」に改める。

(複合型居住施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正)
第三条 複合型居住施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成二十二年総務省令第七号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「第五条第十項若しくは第十六項」を「第五条第十一項若しくは第十七項」に改める。
(危険物の規制に関する規則の一部改正)
第四条 危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総務府令第五十五号)の一部を次のように改正する。
第十一条第四号ロ中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に改める。
第五条 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成十八年総務省令第百四十四号)の一部を次のように改正する。
附則第二条中「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。
附則
この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。
○財務省令第六十四号
財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)第十七条第二項及び第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年九月二十二日
財務大臣 安住 淳

財務省組織規則の一部を改正する省令(財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号)の一部を次のように改正する。
別表第三大船渡の項中「西磐井部 東磐井部」を「西磐井部」に改める。
別表第九一関の項中「東磐井部」を削る。
附則
この省令は、平成二十三年九月二十六日から施行する。

規 則

○会計検査院規則第八号
会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十三年九月二十二日
会計検査院長 重松 博之
会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則
会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則(昭和二十二年会計検査院規則第三号)の一部を次のように改正する。
別表第五局経済産業検査第二課の事務分掌事項欄中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」の下に、「原子力損害賠償支援機構」を加える。
附則
この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第五局経済産業検査第二課の事務分掌事項欄の規定は、原子力損害賠償支援機構の成立の日から適用する。

告 示

○総務省告示第四百二十号
危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総務府令第五十五号)第二十八條の十六第二号(同令第二十八條の十九第四項及び第二十八條の二十一)厚生労働省告示第三三十四号
○厚生労働省告示第三三十四号
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。
平成二十三年九月二十二日
厚生労働大臣 小宮山洋子
別表に第27部として次のように加える。

品 名	用 途	規 格	単 位	薬 価
トランコク錠33.3mg	(七)			33.40
トランコク錠80mg				43.60
リビザン錠53.3mg	(八)			33.40
リビザン錠80mg				43.60

第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和四十九年自治省告示第九十九号)等の一部を次のように改正する。
平成二十三年九月二十二日
総務大臣 川端 達夫
危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示等の一部を改正する件
(危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部改正)
第一条 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を次のように改正する。
第三十二条第五号ロ中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。
(危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部改正)
第二条 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(平成十八年総務省告示第五百十五号)の一部を次のように改正する。
附則第二条中「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。
附則
この告示は、平成二十三年十月一日から施行する。

この告示は、平成二十三年十月一日から施行する。